

## 財政推計の手法

### 【共通事項】

項目	考え方
推計期間	R6～R20（15年間）
対象会計	普通会計
推計ルール	<p>共通のルールに基づき、年度ごとに推計            ○R5 年度決算をベースとして、（推計）人口、物価指数や経済成長率等と連動して推計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口は、国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を用いる。</li> <li>・物価指数は、内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和6年7月29日。以下「内閣府試算」という。）の消費者物価上昇率（過去投影ケース）を用いる。</li> <li>・経済成長率は、内閣府試算の名目 GDP 成長率（過去投影ケース）を用いる。</li> </ul> <p>○人口と直接連動しない費目は変動率を用いて推計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動率は、直近3年間の決算額から算出した伸び率を用いる</li> <li>・伸び率の算出は、国予算を伴う臨時的かつ大規模な事業や、標準偏差の範囲外となる団体の決算額等の異常値要素を排除し、団体区分毎の平均値として算出したものを用いる。</li> </ul> <p>○経済状況に左右される等、推計が困難なものは期間中横置きとする。</p>

### 【歳入】

項目	推計方法	
地方税（市町村民税）	個人市町村民税	直近の決算額（決算収入額をいう。以下、地方税の項目において同じ。）に、均等割りとは全人口、所得割は生産年齢人口（15～64歳）の変動率及び内閣府試算の前年度の名目 GDP 成長率（過去投影ケース）を乗じて各年度算出する
	法人市町村民税	直近3年間（R3～R5）の決算額の平均値に税率引下げ※の影響を反映させた数値に内閣府試算の前年度の名目 GDP 成長率（過去投影ケース）を乗じて各年度算出する。 ※税率引下げの割合 超過税率を採用している団体は、超過税率適用後の税率の割合から算出する。 ※税率引下げ影響の反映手法 引下げ前ベースの数値を試算したのち、引下げ割合を乗ずる。
	固定資産税	<p>■土地・家屋            評価替え後の3年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近3年間（R3～R5）の決算額の平均値にその直前3年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じて、以降3年ごとに推計する。            【考え方】            ・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。</p> <p>■償却資産・国有資産等所在市町村交付金            直近3年間（R3～R5）の決算額の平均値を R6 以降横置きする。</p>
	都市計画税	評価替え後の3年間を一つの推計単位とし、土地・家屋別に直近3年間（R3～R5）の決算額の平均値にその直前3年間（H30～R2）の平均値からの変動率を乗じて、以降3年ごとに推計する。 【考え方】 ・変動率が増加傾向となっている場合は横置きとする。
	軽自動車税	直近の決算額に20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。
	たばこ税	直近の決算額に20歳以上人口の変動率を乗じて各年度算出する。

譲与税・交付金等	地方消費税 交付金	<p>■ 交付額計（総枠） 直近の府内市町村交付額計に R6 以降、内閣府試算の前年度の名目 GDP 成長率（過去投影ケース）を乗じて各年度算出する。</p> <p>■ 市町村別交付額 上記により算出した総枠のうち、従来分については人口及び従業員数により、社会保障財源分については人口により、各年度按分する。 各年度の従業員数は、経済センサス活動調査（R3）の市町村別従業員数に、20 歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。</p>
	法人事業税 交付金	<p>■ 交付額計（総枠） 直近 3 年間（R3～R5）の府の決算額（標準税率相当分のみ）の平均値に内閣府試算の前年度の名目 GDP 成長率（過去投影ケース）を乗じて各年度算出する。</p> <p>■ 交付額 上記により算出した総枠を従業員数により各年度按分する。 各年度の従業員数は、経済センサス活動調査（R3）の市町村別従業員数に、20 歳以上の人口の変動率を乗じて算出する。</p>
	その他	<p>各税目合計の直近の決算額を横置きとする。</p> <p>【該当税目】 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車税環境性能割交付金、地方特例交付金等、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、森林環境譲与税</p>
普通交付税 （臨財債を含む）	<p>直近の決算額（普通交付税額＋臨財債発行実績額）にシミュレーションに基づく各年度の扶助費の増加分を加算する。</p> <p>【考え方】 ・ 扶助費の増加分は、扶助費（補助）から地方税収の増加分の 75%を差し引いて算出する。なお、結果がマイナスとなった場合は減算する。 ・ 臨財債は、普通交付税として推計する。</p>	
特別交付税	<p>直近の決算額を横置きとする。</p> <p>【考え方】 ・ 前年度から相当程度（概ね 20%）の増減がある場合は個別に判断する。</p>	
分担金 及び負担金	<p>直近の決算額を横置きとする。</p> <p>【考え方】 ・ 直近の決算における臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。 ・ 将来実施予定の大規模事業分等は個別に加算する。</p>	
使用料・手数料	<p>直近の決算額を横置きとする。</p> <p>【考え方】 ・ 直近の決算における臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。</p>	
国・府支出金	<p>・ シミュレーションに基づく各年度の費目別歳出額に、直近の決算額から算出した国・府支出金割合を乗じ、その合計額を算出する。 ・ 普通建設事業費の推計に団体の計画値を用いる場合は、国・府支出金（普通建設事業費分）についても、団体の計画値に置き換える。</p>	
財産収入	<p>直近の決算額を横置きとする。</p> <p>【考え方】 ・ 直近の決算における臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。</p>	
繰入金（財調除く）	<p>大規模事業等により特定目的基金の取崩しを行う場合、個別に計上する。</p>	
繰入金（財調）	<p>シミュレーションに基づく各年度の収支差額を計上する（赤字の場合のみ）。</p>	
繰越金	<p>シミュレーションに基づく前年度の収支差額を計上する（黒字の場合のみ）。</p>	
諸収入	<p>直近の決算額を横置きとする。</p> <p>【考え方】 ・ 直近の決算における臨時的かつ大規模な収入の取扱いは個別に判断する。</p>	

地方債 (臨財債除く)	シミュレーションに基づく各年度の普通建設事業費等に、直近の決算額から算出した地方債割合を乗じて算出する。 普通建設事業費の推計に団体の計画値を用いる場合は、地方債についても、団体の計画値に置き換える。
寄附金 (ふるさと納税)	直近の決算額を横置きとする。
寄附金 (ふるさと以外)	直近の決算額を横置きとする。

### 【歳出】

項目	R5 (新)
人件費	・直近の決算額に内閣府試算の各年度の消費者物価上昇率(過去投影ケース)を乗じる。
物件費	直近の決算額(ふるさと寄附に係る返礼品相当額を除く)に内閣府試算の各年度の消費者物価上昇率(過去投影ケース)を乗じる。 【考え方】 ・ふるさと寄附収入を横置きとしているため、返礼品相当額には物価指数を反映しない。
維持補修費	直近の決算額に内閣府試算の各年度の消費者物価上昇率(過去投影ケース)を乗じる。
扶助費	直近の決算額に直近3年間(R3~R5)の決算額から算出した伸び率を4年間乗じ、以降は横置きとする。 【推計単位】 ・社会福祉費及び老人福祉費、児童福祉費及び教育費、生活保護費、衛生費、その他に区分し、それぞれを補助事業・単独事業に区分する。 【考え方】 ・衛生費については、団体ごとの伸び率が大きく異なることから直近の決算額を横置きとする。
補助費等	直近の決算額(ふるさと寄附に係る返礼品相当額を除く)に直近3年間(R3~R5)の決算額から算出した伸び率を乗じる。 【考え方】 ・一部事務組合において大規模事業を予定している場合は個別に判断する。 ・法適用の公営企業会計分は控除し、繰出金として計上する。 ・ふるさと寄附収入を横置きとしているため、返礼品相当額には伸び率を反映しない。
普通建設事業費	市独自推計に基づく年度別事業費を用いる。
災害復旧事業費	事業費が推計困難であり、見込まない。
公債費	■新発債 シミュレーションにおける歳入の地方債に対して定時償還(元利均等)と仮定して各年度に計上する。 利率はR6.9月の財政融資資金貸付金利による。 ■既発債 各団体の公債管理台帳から導かれる各年度の償還額を反映する。
積立金	シミュレーションに基づく収支差額の1/2を計上する(前年度が黒字の場合)。
投資及び出資金・貸付金	直近の決算額を横置きとする。
繰出金	■国保特会への繰出 直近の決算額に基づく1人あたり費用に75歳未満の推計人口を乗じて各年度算出する。 【考え方】 直近決算額を厚労省「医療給付実態調査」に基づき、0~39才、40才~64才、65才~の3区分で按分する。 ■後期高齢特会への繰出

直近の決算額に基づく1人あたり費用に75歳以上の推計人口を乗じて各年度算出する。

■介護特会への繰出

直近の決算額に、府が作成した府内全体の介護給付費総額の推計値の変動率を乗じて各年度算出する。

■企業会計(水道・下水・病院)への繰出

直近の決算額を横置きとする。

【考え方】

法適用の公営企業会計への繰出しも、補助費等ではなく繰出金として計上する。